

金融の見地からみた 税制改革上の諸問題

昭和28・11・1

目 次

- 一、はしがき
- 二、最近の税制改革と今後の改革案
 - (1) 最近における税制の推移
 - (2) 今後の税制改正上問題となつている点
- 三、税制改革と金融
 - (1) 資本蓄積と税制
 - (2) 利子課税の問題
 - (3) 税制と金融機関の経理
 - (4) 租税の納期等と金融
- 四、む す び

一、はしがき

国及び地方公共団体の収入としては租税収入が主体を為していることは言うまでもないが、国民経済における財政の役割が増大するに連れて、租税の国民経済に与える影響も亦漸次重要性を加え、単に税額の軽重のみならずその制度ならびに運用が注目されるに至つてゐる。

先ず税額の軽重の問題についてみるに、経済及び社会的な発展段階に応じて租税に対する考え方にも幾多の変転があり、それに従つて税額の軽重による経済的な影響についても様々な見解があつた。ただ、比較的近代に入つてからは一般的に課税の最高限度を想定する努力が試みられ、例えばリカードは「租税の限界は資本と所得の増加を書しなない範囲である」と述べ、又、ルロア・ポリューは単

に負担の軽重を問題としてこれを国民所得との比率関係に求めようとしている。これらの考え方はいずれも課税が直接国民生活とか資本蓄積を圧迫する面のみを扱つてゐるのに対して、コーリン・クラークは一步を進め「平時における課税の経済的限界は国民所得の二五%に当りそれ以上の課税はインフレを惹起する」と主張して各国に大なる反響を呼んだ。クラークは日本の事例にも言及しているのであるが、結局この主張に対する一般的な結論は「国民所得の或る比率を超える課税はインフレを促進し、生産を減退させる効果がある」ということになるようである。

つぎに、税制ならびにその運用面からの影響であるが、本来租税は言うまでもなく税収を目的とするものであるが、その原則としてアダム・スミスらしい「公平の原則」が最も重視せられてきた。しかしながら公平の原則自体に対する解釈の変遷と社会及び経済組織の複雑化によつてこの原則にも若干の基本的な変化が窺われる。公平の原則は先ず単なる比例税制度として主張されたのであるが社会政策的な色彩が濃くなるに及んで累進課税制度の方が反つて公平であるとの考え方が一般化し、最近に至つては様々な経済政策の要請から産業の保護、投資と消費の調整にまで税制が介入し公平の原則がやや後退をみせている。

また、特にこれらの動向と不即不離の関係にはあるが、税収の比重を何処に求めるかによつて直接税中心と間接税中心の問題がとり上げられている。米英等アングロサクソン系統は前者に属し、欧州大陸は後者に属する。

また一つの体系としての租税は国税と地方税とでその建前に相違がある。国税は一般に応能的な傾向を持つが地方税には応益的な傾向がある。

かくて、租税は単に量的な軽重のみならず税制の在り方、就中経済政策的意図の介入を通じて国民生活と経済構造に大なる影響を齎す。従つて又金融に対しては、税制とその運用は資金の蓄積を促進又は阻害し或は通貨の流通に影響する点等を通じて看過できない重要な意味を持つてゐる。

わが国の現行租税制度は昭和二十五年以来実施された所謂シャープ税制を骨子とするものであるが財政事情の変化、シャープ税制への批判等によつてその後かなり重要な変化をみせつつある。かくてこの程税制調査会においては全般的な税

制改正につき内閣総理大臣宛答申するに至つた。本稿においては主として金融の見地から最近の税制改正並びに今後の方向を検討することとする。

二、最近の税制改革と今後の改革案

(1) 最近における税制の推移

(イ) シヤウブ勧告に基づく税制の概要

シヤウブ勧告には極めて微細な点まで立入つた検討が試みられているが、大綱的にみれば、①地方自治体の財源確保、②取得税の整備と重視がその要点であつた。

第一に地方自治体の財源確保であるが、この改革によつて附加税制度と地方配付税配付金を廃止して地方財政平衡交付金制度を設け、かつ、課税標準の決定ならびに徴収を地方自治体自身で独自に決定できるとし、地方税の種類も整理統合した上で府県と市町村に配分した。これによつて府県は附加価値税、入場税、遊興飲食税を、また市町村は市町村民税と固定資産税を主たる財源とすることになつた。尤も附加価値税については納税者側の反対も強く、問題を残しているのでこれまでの処、実施を延期して事業税と特別所得税が継続されている。

第二に取得税の整備と重視ならびにこれに伴う間接税等の軽減をみるに、先ず取得税は所得税を中心とした体系に整備され、分類所得税を廃して単一の総合所得税のみとし、法人所得については終局的には個人に帰属するが、一応法人所得の段階で課税するものとみて、配当所得の二五%相当額を税額控除することによつて二重課税を避け、又富裕税を所得税の補充税とした。一方戦前戦後を通じてかなり重要な財源であつた間接税は大幅に縮小され、有価証券移転税、取引高税、織物消費税、清涼飲料税、取引所税、通行税(三等)等が廃止、物品税が軽減された。その結果、昭和二十四年度において直接税五四・一%、その他四五・九%であつた税収構成は二十六年年度には直接税五八・八%、その他四一・二%と直接税の比率が大幅に増大した。

以上はシヤウブ税制の大筋であつてこれ以外にも幾つかの重要な改正が行われたが、全体を通じて税制面からも強力に民主化を進めんとした意図が窺取さ

金融の見地からみた税制改革上の諸問題

れる。即ち納税を通じて国民の政治意識を昂揚するため間接税よりも直接税に比重を移したこと、極めて個人的な所得税中心主義をとつたこと、地方分権的色彩を濃化したこと等は全てこの意味を包蔵するものである。

(ウ) その後の税制改正の概要

処でシヤウブ税制は理論的に首尾一貫した体系を持ち世界にも類例のない進歩性を有するといわれているのであるが、それだけに必ずしも実情に沿わない点があり、これらの点についてはその後さらに改正が行われ、殊に最近では大幅な改革が企図せられるようになってゐる。

すでに改正されたものの中、税収面に影響の大きいものは数回に亘る所得税の軽減、二十七年一月の法人税率引上げ(三五%より四二%へ)、物品税、相続税、酒税、砂糖消費税ならびに各種地方税等の税率及び控除制度等の改変であるが、これらの改変と共にシヤウブ税制から若干離脱しつつあることが窺われる。

すなわち、所得税については、単一の個人の総合所得を課税標準とする建前から離れて、二十六年の改正では貯蓄奨励の趣旨により利子所得に対する源泉選択制度が採用され、二十七年には退職所得、山林所得等の変動所得に対し平均的に課税する趣旨から控除制度が設けられたほか、二十八年から富裕税の廃止、有価証券譲渡所得税(取得税)の有価証券取引税(流通税)への切換え等が行われた。又、法人税については社内留保充実を促進するため、二十六年に臨時措置として同族会社を除き、法人に対する積立金課税を中絶したほか、各種の準備金、積立金、控除制等が設けられた。

(2) 今後の税制改正上問題となつてゐる点

以上は最近までの税制変遷の概要であるが、今後さらに大幅な改正が予想されるので、次にこれらの概貌と問題点を検討することとする。

財政問題を主因として現行地方制度を改正すべきであるという意向が各方面に唱えられ、これを解決するために二十七年末に政府の諮問機関として地方制度調査会が設置された。その後政局不安等により一時調査も中絶していたが、本年中央に至り二十九年度に実現しうるものを先決審議する趣旨を以て行財政の検討を

開始した。また、これとは別個に現内閣の施政方針の一環を為す税制合理化についての諮問機関たる税制調査会が本年八月発足しここで広く国税、地方税全般の改正方針及びその技術面を審議することとなった。

その結果、地方制度調査会は十月十六日、税制調査会は十一月十二日それぞれ答申内容を決定したが、何れも今後の税制改正に重要な役割を果たすものと思われる。両調査会の答申事項中重複する部分については、両調査会に共通する委員等が意見調整を行うことにより著しい喰違いは防止できると思われるので、一応税制調査会の答申を中心にその内容を窺うこととする。

(イ) 国 税

先ず税額については、二十九年度に自然増収一、〇三〇億円を見込み、直接税の減税と間接税の増税により差引四六一億円の減税を行い、さらに四六一億円を地方へ移譲することとしている。

減税の主なるものは各種控除の引上げ及び税率の引下げによる各種所得税の軽減(八九二億円)と法人税率の四二%から四〇%への引下げであるが、この外資本蓄積促進の意味で価格変動準備金と輸出所得一部控除の拡充、配当所得と利子所得の優遇継続乃至強化、生命保険料控除限度引上げ等が図られており、又同族会社の積立金課税を軽減して中小企業の保護策を講ずることとしている。

以上のような直接税の減税に対し、物品税、酒税、砂糖消費税、揮発油税、骨ばい税、印紙税及び登録税の税率引上げ、繊維品に対する新規課税、煙草小売価格引上げ等が提案されている。

(ロ) 地 方 税

地方税においては自然増収二七〇億円に対し、増減税差引二三九億円の減税を行うが、国税より四六一億円の移譲をうけるので結局四九二億円の増収が期待されている。

地方税の減税のうち最も大きいものは事業税であり、ついで市町村民税の法人税割が挙げられるが、これに対し、自動車税の増徴、煙草消費税の新設等が図られている。

(ハ) 国及び地方公共団体の財源調整

答申によれば国は平衡交付金を廃し、地方交付税として所得税及び法人税の一定割合を地方へ移譲するほか、入場税及び遊興飲食税を国税としてその九割を府県へ譲与し、かつ煙草専売益金を一部煙草消費税として地方財源に組入れるようになつてゐる。

因に、平衡交付金と地方交付税の相違は、(1)前者が地方財政収支の予測計算に基いて決定されるのに対し、後者は所得税及び法人税の税収により自動的に制約される、(2)従つて後者はその総額決定に当り紛争を惹起する恐れが少い、(3)理念的にみて前者より後者的の方が地方公共団体の自治的色彩を濃化する、(4)後者は景気変動を比較的忠実に反映すること等にある。

地方公共団体相互の関係では道府県民税として、市町村民税のうちから一七五億円を分離独立せしめ、償却資産を固定資産税から分離し、これを道府県と市町村に折半することとなつてゐる。

以上によつて国及び地方公共団体を通じて税法上の減税額は七〇〇億円で自然増収一、三〇〇億円との差額六〇〇億円が税収増加額となることとなつてゐる。

(ニ) 答申の税制改正理由

右答申には種々重要な内容を含んでいるが、その最大の特徴は直接税から間接税へ依存度を転換したことであろう。

税制調査会がこの転換を決定するに至つた理由は、(1)昭和二十八年に直接税が国税中に占める比率が五三・四%と見込まれてゐるが、これは米(八五・七%)英(五六・二%)等国民経済の規模が大なるものを除き独(四二・六%)仏(三五・八%)伊(一六・六%)等に比すれば過大な感を与えてゐること、(2)直接税が過大で生産、勤労、貯蓄意欲を阻害し企業の濫費を助長してゐるとみられること、(3)間接税が大衆課税となることは避けるべきではあるが現在の所得税は納税義務者数が一千万人(戦前は百万人)に達し事実上大衆課税となつてゐること等にあるようである。

直接税、間接税及びその他の区分

(単位 百万円)

昭和九～十一年	国 税 総 額		直 接 税		間 接 税		そ の 他	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%
十四	一、二二六	一〇〇・〇	四二七	三四・八	七〇〇	五七・一	九九	八・一
十六	二、九三三	一〇〇・〇	一、六三一	五五・六	一、一三一	三八・五	一七一	五・九
十九	四、九三一	一〇〇・〇	三、一六三	六四・一	一、五一七	三〇・八	二五一	五・一
二二	一、二、七一五	一〇〇・〇	八、三七六	六五・九	三、七九九	二九・九	五四〇	四・二
二四	一、八九、一六五	一〇〇・〇	九、四〇九	五二・六	八二、一三五	四三・四	七、六二一	四・〇
二五	四、四五、九五六	一〇〇・〇	二、二、七四三	五〇・〇	一九〇、〇三七	四二・六	三三、一七六	七・四
二六	六、三六、〇六八	一〇〇・〇	三、四四、三七四	五四・一	二、四三、四四五	三八・三	四八、二四九	七・六
二七	五、七〇、二一四	一〇〇・〇	三、一三、六二五	五五・〇	二、四三、四六六	四三・〇	一一、二二三	二・〇
二八	七、二二、八七〇	一〇〇・〇	四、二四、九九七	五八・八	二、八五、六四七	三九・五	一一、二二六	一・七
二九	八、一五、八二六	一〇〇・〇	四、六一、八〇五	五六・六	三、三三、〇〇八	四一・四	一六、〇一三	二・〇
三〇	八、五六、六八九	一〇〇・〇	四、五二、二一〇	五二・八	三、八三、二二九	四四・七	二一、二四〇	二・五

(備考)

(1) 税額は煙草専売益金(アルコール専売益金は含まない)、北支事件特別税、地方分与税を含むが、財産税等収入金特別会計の租税は含まない。

(2) 昭和廿六年度までは決算額、廿七年度以降は予算額である。(昭和廿八年度は当初の修正予算案による。)

(3) 直接税、間接税、その他の区分は次のとおりである。

- (直接税) 所得税、法人税、特別法人税、地租、家屋税、営業税、営業収益税、資本利子税、法人資本税、相続税、鉱区税、鉱産税、外貨債特別税、取引所営業税、取引所特別税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、北支事件特別税、富裕税、再評価税
- (間接税) 酒税、清涼飲料税、砂糖消費税(砂糖特別消費税を含む)、織物消費税、揮発油税、関税、物品税、遊興飲食税、特別行為税、煙草専売益金
- (その他) 建築税、取引税、とん税、有価証券移転税、有価証券取引税、日本銀行券発行税、通行税、入場税、特別入場税、電気ガス税、広告税、馬券税、取引高税、印紙収入

三、税制改革と金融

同一の税額であつても税制如何によつて金融は大きな影響を蒙る。特に資本の蓄積が大きな問題となつて現在においては税制はこれに対する影響の見地から判断すべき比重が大きく、現にその趣旨に出た制度も少くない。以下主としてこの点をめぐつて税制改革の方向を検討してみるものであるが、その前に税額の多寡についての問題点を指摘しておくこととする。税制調査会の答申を初め凡ての税制改革案は総体としての減税をその一主眼としていることは否めないからである。現行税額は既に過重であることは勿論としても、果してわが国経済の現段階

金融の見地からみた税制改革上の諸問題

はこれを許しうるものであるかが問われなければならない。

先ず第一に減税の要請は同時に歳出規模抑制の要請を含んではいるが、歳出規模の削減は実施上多くの困難を伴うものであり、本年度予算を以て均衡財政の基調が破れ来年度予算も多額の赤字が懸念され、その財源の調達に困難が予想されるとき軽々に減税を論じ得ないと思われる。国民の租税負担は高いとはいえず、近年低下し既に戦時中のそれより軽いところへ来ており、又例えばクラーク教授が主張した担保限度をかなり下廻つて現在においては、重税のインフレ効果よりも減税のインフレ効果が大である危険がある。減税はもとより望ましい。しかし

あくまでも歳出規模と相対的に論ぜらるべきであろう。

第二に減税財源に屢々充当される租税の自然増収の意義にも疑義がある。従来における減税は経済の復興が急速であるに対して財政規模の拡大はそれ程でもなかつたため実質的に可能な状態の下で行われたといえる。又激しいインフレーション昂進期においては名目的減税は名目所得の上昇に伴う実質的増税を補正するに止つた面も強かつた。しかるに現状においては、その何れの条件も不十分とな

つてゐる。特に最近推計されている自然増収の大部分は潜在的なインフレーション即ち外貨の喰潰しに基く過剰投資、過剰生産、過剰消費等の結果ともみられ、かかる自然増収を財源として減税を行うことはこれ等の不健全な経済活動を追認するものである。寧ろ自然的な増税によりかかる過剰な投資、消費等を自然に調整すべきものではないかとも考えられる。

国民所得に対する租税負担率

(単位 百万円)

昭和十一年	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率	
		国 税	地 方 税	計	国税のみ	国税地方税計
十四	一四、五〇二	一、二二六	六二九	一、八五五	八・五%	一二・八%
十六	二二、八二五	二、九三三	七五七	三、六九〇	一二・三	一五・五
十九	三〇、八一三	四、九三一	八七九	五、八一〇	一六・〇	一八・九
二二	四五、九九六	一二、七一五	八六二	一三、五七七	二七・六	二九・五
二二	九五九、一〇〇	一八九、一六五	二〇、一九八	二〇九、三六三	一九・七	二一・八
二二	一、九八七、九〇〇	四四五、九五六	七七、七〇九	五二三、六六五	二二・四	二六・三
二二	二、七一九、六〇〇	六三六、〇六八	一四二、四四一	七七八、五〇九	二二・四	二八・六
二二	三、四八八、九〇〇	五七〇、二一四	一八八、二八一	七五八、四九五	一六・三	二一・七
二二	四、五三五、三〇〇	七二二、八七〇	二七一、八八五	九九四、七五五	一五・九	二一・九
二二	五、二八二、四〇〇	八一五、八二六	二九三、四六〇	一、一〇九、二八六	一五・四	二一・〇
二二	五、八二〇、〇〇〇	八五六、六八九	三〇四、七四七	一、一六一、四三六	一四・七	二〇・〇

(備考)

(1) 国民所得は経済審議庁推計分配国民所得である(昭和廿五年度以前の国民所得は昭和廿七年度分の実績推計の原改算されることがある)。

(2) 国税は煙草専売資金を含み、昭和廿六年度までは決算額、廿七年度以降は予算額である(昭和廿八年度は当初の修正予算案による)。

(3) 地方税は、地方分母税を含み、昭和廿四年度まで(十九年度のみは予算額は決算額、廿五、廿六年度は決算見込額、廿七、廿八年度は予算額である)。

(1) 資本蓄積と税制

資本蓄積の方向としては財政蓄積と民間蓄積とに二大別することができるが、ここでは金融の見地から民間における資本蓄積と税制の関係を検討する。既に述べたように現在直接税の軽減と間接税の増徴が問題となつてゐるが、概括的にい

法人税の場合は資本蓄積により直結的といえよう。又間接税の増徴は最低必需品が対象でない限り消費抑制的なものとみられよう。以下項を分つて分析してみ

(イ) 所得 税

えは、所得税の軽減は低所得者層に重点が置かれる限り消費促進的であるに対し

現在、わが国の税制が所得税中心に構成されていることは既に指摘した通り

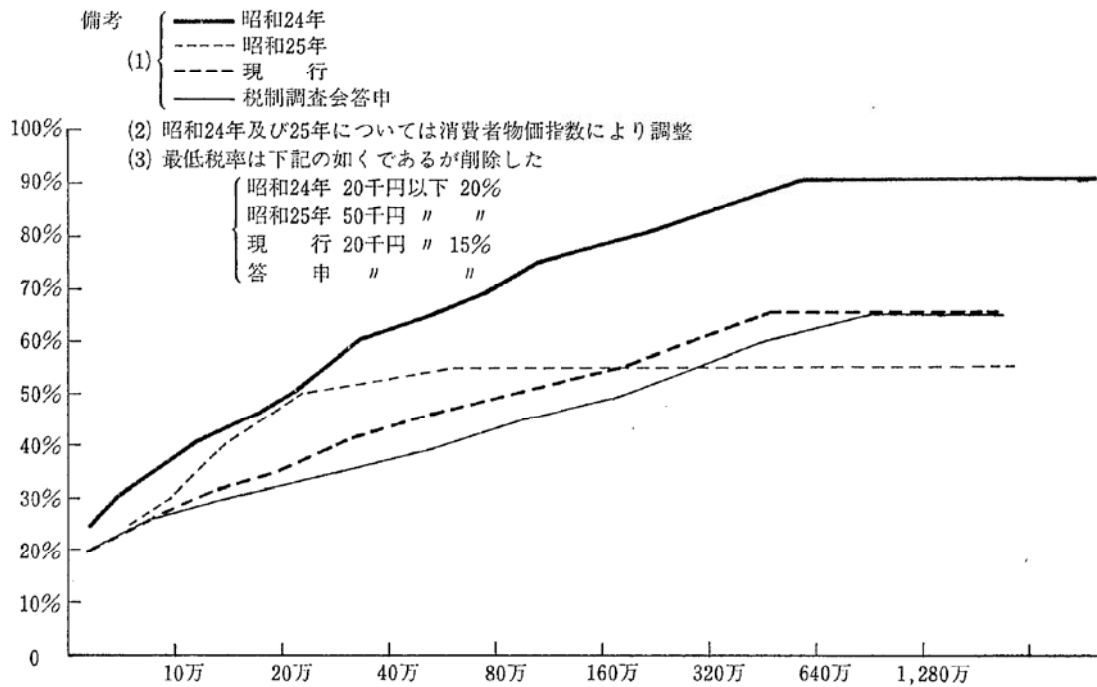
であるが、所得税が累進制を採用していることは資本蓄積に対し大きな関係を有つものである。すなわち、昭和二十五年の改正によつて所得税率は最低二〇%（従来も同様）、最高五五%（改正前八五%）に定められた。所得階層別に見て、高額所得者は一般に貯蓄性向が強く、低額所得者は消費性向が高い。従つて、昭和二十五年に最高税率が引下げられたことは、一方に富裕税の創設があつたにしても民間の資本蓄積余力を増す点では有効な措置であつたといえよう。しかるに昭和二十八年度において富裕税（二十七年税率二億円）を廃止すると共に最高税率を六五%（二十八年度の最高税率負担所得は五十数億円）としたことはこの逆の効果を持つものとみることができ。尤も超過累進制は単なる税率のみでなく、各税率の適用される所得段階の刻み方及び各税率の適用を受ける所得層の広狭如何にも問題があり、この幅如何によつては各所得階層の負担、従つて貯蓄余力に大きい影響力を持つてくる。因みに二十四年度、二十五年度及び二十八年度の税率を税制調査会答申のそれと比較すればつぎの如くであるが、今般の改革案では最高税率を据置きの儘所得段階の刻み方を緩やかにしており主として中産階級の負担軽減を図つていようである。

税率	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十八年	税制調査会案
二〇%	二〇千円以下	五〇千円以下	二〇千円を超	二〇千円を超
二五%	二〇千円を超	五〇千円を超	二〇千円を超	二〇千円を超
三〇%	四〇千円	八〇千円	七〇千円	七〇千円
三五%	七〇千円	一〇〇千円	一〇〇千円	一〇〇千円
四〇%	一〇〇千円	一三〇千円	一三〇千円	一三〇千円
四五%	一五〇千円	一五〇千円	一五〇千円	一五〇千円
五〇%	二〇〇千円	二〇〇千円	二〇〇千円	二〇〇千円
五五%	二五〇千円	二五〇千円	二五〇千円	二五〇千円
六〇%	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円
六五%	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円
七〇%	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円
七五%	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円
八〇%	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円
八五%	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円	三〇〇千円

（備考）金額は課税所得、二十八年度及び税制調査会答申には別に二〇千円以下一五%が設けられている。

金融の見地からみた税制改革上の諸問題

税率比較図



この点をさらに税収全体の階層分布について検討してみる。昭和二十八年度において年取二〇〇千円以下の納税義務者は全体の五割見当、二〇〇千円を超え一、〇〇〇千円以下が略々同数で一、〇〇〇千円以上は極めて少数と推定されるが、これらの納税額は二〇〇千円以下の階層は全体の二割程度、一、〇〇〇千円以上が二割程度にすぎず、残りの七割が二〇〇千円を超える一、〇〇〇千円以下の中産階級によつて負担されているものと思われる。次に税制調査会の作成資料によれば今般の答申案により月収一五千円の給与所得者で所得に対する税負担は〇・九八―二・七七%の減税、二五千円で二・二四―三・六四%、五〇千円で五・五三―六・六三%、一〇〇千円で五・六四―六・二二%(以上の例は独身―夫婦及子四人の比較、但し一五千円の場合は夫婦者及び子二人〇・九八%減税で免税点となる)となつており、所得階層別の軽減率も税収が庄

倒的に集中している中産階級に比較的大幅となつてゐる。従つて八九二億円の達する所得税軽減額の七割以上は中産階級の負担軽減となるであろう。中産階級における消費性向は家族構成等を考慮すればかなり高いと思われるから答申案は一部の高額所得者を除けば、全体としては消費促進を齎す傾向があると思われるべきであらう。もともと所得税の減税を通じて資本の蓄積を図ることとは国民全般の所得水準が相当高くなければ困難であり、高額所得層に重点を置いて減税することは社会的公平の見地から限界がある。しかし、過剰消費が指摘されている時消費促進的な減税は一応問題であるし、又間接税等において奢侈課税が充分に行われるならば、或程度高額所得層の減税を行う余地がないとはいはいい難い。

改正案による負担額調

1、給与所得者(月額)

区分	給与金額		現行		改正案		現行		改正案	
	額	正行	額	正行	額	正行	額	正行	額	正行
独身者	一〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円
	五四九	五四九	一,四三五	一,四三五	二,五九七	二,五九七	三,七四五	三,七四五	五,三七九	五,三七九
夫婦者	一〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円
	三三〇	三三〇	一,〇四三	一,〇四三	二,〇八三	二,〇八三	三,一八七	三,一八七	四,四二五	四,四二五
夫婦及子一人	一〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円
	三六	三六	四〇五	四〇五	五三九	五三九	五八八	五八八	九三三	九三三
夫婦及子二人	一〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円
	一四八	一四八	四一六	四一六	五七二	五七二	六〇九	六〇九	一,〇二四	一,〇二四

金融の見地からみた税制改革上の諸問題

(備考) 社会保険料控除については、給与所得の収入金額の階級別に応じ、年取一〇万円以下三・五%、二〇万円以下三・〇%、四〇万円以下二・五%、六〇万円以下二・〇%、八〇万円以下一・七%、一〇〇万円以下一・四%、二二〇万円以下一・一%相当額の控除を受けるものとした。

区分	所得金額		
	一五〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
独身者	現行 一八、〇〇〇 改正 一三、〇〇〇 軽減額 五、〇〇〇	現行 三一、五〇〇 改正 二五、五〇〇 軽減額 六、〇〇〇	現行 六三、一五〇 改正 五四、〇〇〇 軽減額 九、一五〇
夫婦者	現行 一〇、〇〇〇 改正 五、〇〇〇 軽減額 五、〇〇〇	現行 二一、五〇〇 改正 一五、五〇〇 軽減額 六、〇〇〇	現行 五〇、五五〇 改正 四二、〇〇〇 軽減額 八、五五〇
夫婦及一人	現行 六、〇〇〇 改正 五、二五〇 軽減額 七五〇	現行 一六、七五〇 改正 一〇、〇〇〇 軽減額 六、七五〇	現行 四四、七〇〇 改正 三四、五〇〇 軽減額 一〇、二〇〇
夫婦及二人	現行 二、二五〇 改正 二、二五〇 軽減額 〇	現行 一三、〇〇〇 改正 五、〇〇〇 軽減額 八、〇〇〇	現行 三八、七〇〇 改正 二八、〇〇〇 軽減額 一〇、七〇〇
夫婦及三人	現行 〇 改正 〇 軽減額 〇	現行 九、〇〇〇 改正 七、七五〇 軽減額 一、二五〇	現行 三四、五〇〇 改正 二一、七五〇 軽減額 一〇、七五〇
夫婦及四人	現行 〇 改正 〇 軽減額 〇	現行 六、〇〇〇 改正 六、〇〇〇 軽減額 〇	現行 二九、七〇〇 改正 一五、五〇〇 軽減額 一四、二〇〇
所得金額	一五〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
所得金額	五〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円
所得金額	三〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
所得金額	二〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
所得金額	一〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
所得金額	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
所得金額	二、五〇〇円	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
所得金額	一、二五〇円	二、五〇〇円	五、〇〇〇円
所得金額	〇円	〇円	〇円

2. 事業所得者(年額)

夫婦及一人	夫婦及二人	夫婦及三人	夫婦及四人
現行 〇 改正 〇 軽減額 〇	現行 〇 改正 〇 軽減額 〇	現行 七三一 改正 三七 軽減額 六九四	現行 七三一 改正 三七 軽減額 六九四
〇	〇	四八一	四八一
〇	〇	九一二	九一二
〇	〇	一、二八七	一、二八七
〇	〇	三九五	三九五
〇	〇	八〇八	八〇八
〇	〇	一、五九九	一、五九九
〇	〇	七九一	七九一
〇	〇	二、九四九	二、九四九
〇	〇	一、七五〇	一、七五〇
〇	〇	一、一九九	一、一九九
〇	〇	二、五七四	二、五七四
〇	〇	一、二二九	一、二二九
〇	〇	一、三四五	一、三四五
〇	〇	九、六四一	九、六四一
〇	〇	六、三三五	六、三三五
〇	〇	三、一四一	三、一四一
〇	〇	七、〇二五	七、〇二五
〇	〇	三、一一六	三、一一六
〇	〇	一〇、一四一	一〇、一四一
〇	〇	二五、八一〇	二五、八一〇
〇	〇	五、九三五	五、九三五
〇	〇	三、一八二	三、一八二
〇	〇	二四、九七六	二四、九七六
〇	〇	六、二〇六	六、二〇六

申告納税の所得者の階級別表

総所得階級区分	昭和廿七年				昭和廿八年			
	人 千人	%	所得 百万円	%	人 千人	%	所得 百万円	%
五万円以下	一四〇・〇	四・八四	一〇、六八九	一・四二	六三三・〇	二・六〇	四、九四〇	〇・六八
五万円超	五六〇・〇	一九・三八	六六、五九四	八・八五	二六二・〇	一〇・八九	三二、九八二	四・五四
十	六六四・〇	二二・九八	一六、八三四	一五・五二	四一七・〇	一七・三六	七〇、八三二	九・七五
十五	七七七・〇	二六・八九	一八、五六三	二四・一二	八四一・〇	三四・九八	一九四、一一五	二六・七二
二十	五一四・六	一七・八一	一八三、一七四	二四・三四	五三八・〇	二二・四〇	一九一、四二七	二六・三五
三十	一二七・一	四・四〇	六九、四七五	九・二三	一六四・〇	六・八三	九〇、三〇一	一二・四三
七十	六二・五	二・一六	四九、五八一	六・五九	五三・〇	二・二一	四一、九一八	五・七七
百	三五・六	一・二三	四三、一三六	五・七三	五六・〇	二・三一	六三、五六七	八・七五
二百	七・七	〇・二六	一九、八〇九	二・六三	八・一	〇・三四	二〇、九九五	二・八九
五百	一・五	〇・〇五	一、七九二	一・五七	一・九	〇・〇八	一五、四〇一	二・一一
合 計	二、八九〇・〇	一〇〇・〇〇	七五二、六四七	一〇〇・〇〇	二、四〇四・〇	一〇〇・〇〇	七二六、四七八	一〇〇・〇〇

(備考) 1 昭和廿七年の階級別分布は推定実績、廿八年は課税見込による。
2 人員は納税人員、所得は、諸控除前の総所得金額である。

給与所得者の階級別表

収入階級区分	昭和廿七年				昭和廿八年			
	人 千人	%	所得 百万円	%	人 千人	%	所得 百万円	%
五万円以下	二、〇九〇・〇	二三・六九	一六八、五九九	一〇・二一	一、一七七・〇	一四・一七	九九、六九二	五・四七
十	二、二一九・〇	二五・一六	二七一、九二二	一六・四七	二、二〇二・〇	二六・五一	二七九、四〇八	一五・三二
十五	一、五四三・〇	一七・四九	二六八、〇七九	一六・二四	一、二四七・〇	一五・〇一	二二〇、四七一	一二・〇九
二十	一、七八〇・〇	二〇・一八	四二四、八三六	二五・七四	二、〇一五・〇	二四・二六	四八四、三〇八	二六・五六
三十	九〇六・〇	一〇・二七	三二五、六一四	一九・七二	一、〇四九・〇	一二・六三	三四七、六三二	一九・〇六
五十	二〇五・〇	二・三二	一一四、八二二	六・九六	四九一・〇	五・九一	二六九、〇二八	一四・七五
七十	五四・六	〇・六二	四三、四七四	二・六三	八九〇	一・〇七	七〇、三六二	三・八六

百 万 円 超	二一〇・〇	〇・二三	二四、七〇七	一・五〇	三一・五	〇・三八	三八、四二六	二・一一
二 百	三・四	〇・〇四	八、七五四	〇・五三	五・五	〇・〇六	一四、一五二	〇・七八
合 計	八、八二一・〇	一〇〇・〇〇	一、六五〇、八〇七	一〇〇・〇〇	八、三〇七・〇	一〇〇・〇〇	一、八二三、四七九	一〇〇・〇〇

(備考) 1 階級別分布は給与実態調査の結果等に基き主税局において推算したものである。
2 人員は納税人員、所得は諸控除前の収入金額である。

(四) 間 接 税

次に前述の間接税への転換を所得税と総合的に考えると、税収確保の爲にかなり大衆的な、少くとも中産階級の購入する商品にも新規課税が行われることとなつており、先ずこれによる物価引上げをカバーしえない階級にとつては、實質的には増税となり兼ねないとみられる。例えば税制調査会の結論では、月収二万円で妻及び子供二人の給与所得者は五九八円の減税となつてゐるが、煙草値上げその他の間接税の増徴によつてこの程度の出費増を生ずることは予想に難くない。まして現に免税点以下にある所得層については明かに増税となる。中産階級にとつては所得税軽減額程には間接税の負担はないとみられるが、間接税により消費が抑制され所得税軽減分が貯蓄に向うとは考えられず、又既に自動車やテレビジョンを購入している高額所得者は若干の増税により購入を止めるとは予想され難く、総じて全般の間接税増徴案には消費抑制の効果を期待しえない。一般的にいって、税収本位の間接税は消費が続けられることを前提とするため本来これに消費抑制効果を期待し得ない関係に在る。真に消費抑制効果のある間接税は禁止的な高率課税であることを必要とし、これには徴税技術上或は社会的な摩擦の面において実行し難い事情もあるが、過剰な消費を抑制し貯蓄の増強を図ることが現下の経済事情から急務であるとすれば、間接税の在り方にはなお考慮を加える余地がないとはいひ難い。

右のように、所得税軽減が消費促進的とみられる上、間接税の増徴には消費抑制を期待し難く、今般の税制改革案はこの点資本蓄積促進の見地よりみて金融的な意義を認め難いのであるが、逆に米価や各種料金の値上等に加えて間接税等の増徴によつて一般的な物価が引上げられる契機ともなり兼ねず貯蓄性向は寧ろ減退する恐れがあり、またその際、一定量の取引に要する運転資金は増

大して金融の負担が加重されること等も懸念される。

(五) 法 人 税

つぎに法人税関係であるが、法人税は昭和十五年に創設され税率を一八%と定められて以来逐次引上げられて二十一年以降三五%となつていたが、二十七年に四二%に引上げられて今日に到つてゐる。ドイツの六〇%、イギリスの四五%等に比し必ずしも重税とはいえないが、法人税の軽重は必ずしも税率のみによるものではない。殊にわが国の場合は地方税並に資産の再評価問題にも注意すべきであらう。

先ず現行税率が法人の自己資本充実と与へている影響についてみれば、配当が税引利益の処分として行われる結果、法人税、事業税(二二%、法人税で損金に算入)、市町村民税(法人税額の二一・五%と均等割、損金に算入せず)、固定資産税(損金算入)等収益の約六〇%以上を納税に充当すると、一割配当を行ふには二割五分以上の収益を挙げる必要があり、一割見当の金利を払つても金利は損金に認められるから借入金に依存する方がはるかに有利であり、この点から企業の金融機関依存度を強める結果となつてゐる。もつともドイツにおいては六分配当相当額の利益までは法人税課税の際税率を半減(三〇%)する方式を採用しており、わが国の財界方面でもこの点について同様の措置を講ずるよう要望する向きがある。ただ、この方式は主として資本増加促進に効果認められるのみで、内部留保に対しては配当分に比較して重課となるから、財界方面でも全く逆に諸準備金の免税扱等内部留保分に対して税の軽減を図ることが望ましいという主張も根強く行われてゐる。結局、問題は自己資本の充実を払込金によつて行ふか社内留保に重点を置くべきかに帰着し、従来わが国で行われた資本蓄積のための減税措置も今般の改革案も社内留保を主としてゐると

いえる。しかし、払込と社内留保との振合の点のみならず、借入金が自己資本充実より有利である所にも問題があり、その原因は金利を損金に認める点に帰せられるが、最近の如く株主が経営権から離れ他方債権者がある程度経営に介入し勝ちとなつており資本調達の状態もそのコストを中心に選ばれている場合には、配当と金利とを峻別すべき理由に乏しく、寧ろ資本蓄積ならびに資本構成是正のため、金利を益金に算入しそれによる負担増加は他で償うことも考えられるのではなからうか。

このような税負担の部分的切下げ論に対し、最近では四二%の税率を再び三五%に引下げるべきであるという主張がある。四二%への引上げは元来朝鮮動乱による好景気に刺戟されたいわゆる利潤インフレ抑制の趣旨を含んでいたことからいへば動乱終結後利潤も頭打ちとなつた現在、旧に復することもある程度妥当であり、この点税制調査会の四〇%案が微減に過ぎるともみることでもできる。特に、消費促進的な所得税の軽減に重点を置き、比較的資本蓄積に直接的な効果がある筈の法人税軽減が小幅に止つていことは一応問題である。然しながら税負担公平の見地からいへば、給与所得者と事業所得者、又事業所得者と法人のバランスを破り大きな差別を付することは無理とされており、特に従前に旧税率(三五%)に固執する如きは別途資本蓄積のための各種の税法上の優遇策が実施されていることでもあり妥当ではない。若し法人税を大幅に軽減するとすれば、法人税は二重課税であるとの見地を貫き一方個人事業所得に対する課税方式を再検討することが必要となつてくる。もつとも税率引下げ論の中には単純且つ一律的な税率引下げでなく、やや段階的な引下げとか、特殊の意図を包蔵しているものも多い。例えば基本税率を三五%として超過利得税を採用せんとするもの、法人税率引下げによつて内部留保の充実、増資促進を図ることは勿論、いわゆる社用族を追放せんとするもの等がある。超過利得税は現在実施している国も見受けられ、わが国でも再評価促進の意味を兼ねて支持する層もあるが、収益に季節性がある場合等において決算期の決定に複雑な問題があることとアメリカにおける税務関係のスキヤンダルが超過利得税に集中して生じたこと等から好ましくないとされ、又、社用族の問題は寧ろ交際費規制

の問題として検討すべきものとなす考え方が強いようである。

法人税率引下げ論の中、最も注目すべき動きとしては、主として資本蓄積のため現在行われている各種の税法上の優遇策(割増償却、特別償却、貸倒準備金、価格変動準備金、特別修繕引当金、退職給与引当金、湯水準備金、輸出損失準備金、輸出振興控除制、重要産業免税制等々)による税の減免額がすでに三五%に引下げた場合の軽減額を上廻るに至つていから、この際これらの雑多な減免制度を廃止して一律に三五%とすべしという議論である。この主張は数字的に正確であるかどうかはともかくとして一応注目すべきものであるが、現実には現行優遇制度を全面的に廃止することは不可能に近いであろうから全面的な実施は考えられないが、この様な方向に対しては各方面でも関心を示している模様である。

資本蓄積の立場からみた法人税軽減の方向は、社用族的な経費や賃銀支払に充当されることが防止されることを前提として考うべく、従つて当面税制調査会の結論の如く一般的な税率引下げよりは諸準備金等に対する特別の軽減措置を続けることが妥当であろう。又内部留保に積極的に不利を与えない範圍ならば一定率の配当相当額に対する部分的軽減も企業の増資意欲を高める効果もありオーバー・ボロウイングが一般化している現在時宜の措置と考えられる。又一步進んで利子の損金算入も金融正常化政策の一環として取り上げべき時もあるのではなからうか。

(二) 資産の再評価

固定資産の再評価については既に昭和二十五年と二十六年の二回にわたり実施をみ、今回さらに限度を引上げて第三次再評価が実施されることとなつたが、恐らく完全に時価を表示するまで評価が行われることは個々の場合においてもあり得ないであろう。してみれば時価に比し、全産業では巨額の評価不足があるものとみななければならぬ。このことは償却が依然として不足気味に推移するのであるうことを示すものであり、結局、償却により、自己資本を以て購入すべき新しい設備を直接間接金融機関よりの借入金又は償却によらざる自己資金で調達することを意味しており、これに相当する借入金は実質的に赤字融

資を形成する。今日、オーバー・ローンが唱えられその是正が望まれているが、この種の赤字融資が逐次経常的な企業の借入残高増加を惹起していることも指摘されるべきであろう。

右の金額がどの程度に達するかは殆んど把握し難いのであるが、減価償却費対総費用比率は戦前の七%に比し二十七年上期二・三一%、下期二・二五%となつており二十七年下期五二三社の総費用一兆九、七五七億円を例に取れば戦前の比率で一、三八二億円が償却に充当されるべき処を現実には四四四億円行われたに過ぎず九三八億円の償却不足となり、この中相当部分が金融で賄われたと思われる。

第三次再評価に当り業界の一部では強制を希望したが、自主性の尊重、当局の事務能力等諸種の事情によつて任意制となつた。ただ再評価税(六%)の廃止は業界挙つての要望であつたにも拘わらず、納付方法を緩和するに留め、そのためある程度実施が抑制される結果となつたことは理論的正否はともかくとして一応問題である。税法上再評価の障碍を為すものとしてはこのほか固定資産税における評価が引上げられる可能性を蔵していること、再評価技術が複雑であること等が挙げられるが、後者については税務当局も可及的便宜を図りたい意向であり、幾分か緩和された面もあるが、本年九月決算にはやや遅れた感じがある。いずれにしても、名目的な利益が税金、配当、又間接的には賃銀等に流出し実質的な赤字金融を招いているような現状を改めるため、再評価の実施は一段と促進する方向で考慮されるべきであろう。補償打切又は預金封鎖を蒙つた者との衡平保持の観点から再評価税を課することは、現在に至つては最早や現実的議論とは認め難く、又第三次再評価の新限度には動乱後の物価騰貴も織込まれているのでかかる関係は薄れている筈である。

なお、再評価が全面的に実施された場合当然企業収益の減退を招くがこれはさらに金利支払能力にも影響する。ただその影響は業種その他でかなり異つてくる。例えば償却増加を全額価格引上げに織込みうる業種と他の業種では相当の差異を生ずる。

従つてこれを強行することはかなり摩擦もあり、独り金融のみでなく財政経

済全般を貫く総合的な正常化計画を必要とする。その際には金利引下げ、金融機関の合理化等も当然併せ検討されなければならない。

(四) その他

以上のほか、地方税のうち、市町村民税は所得税と法人税に、事業税は法人税に類似した効果を持ち、その他の様々な税種もそれぞれ何らかの意味で金融に影響を及ぼすであろうが、全般的にみるとその比重は比較的軽微である。

ただ附加価値税については応益的な考え方からは理論的にも是認されるべきものであり一部にはこれを主張する向もあるが、それが外形標準課税であるために実施されるとなれば赤字会社に対しても課税されるわけで金融機関としてはこの納税資金を貸付けざるをえない場合が生じ、好ましくない面が強い。現在の処、この制度は日の目をみることなく廃止される筈で、寧ろ問題は事業税の改正により附加価値税的な要素が実質的に復活することにあるが、最近では税制調査会の答申からみてもその可能性は薄らいでいる。

また、固定資産税は一般に設備を要する事業に重課となり、商業資本に有利であるからそれ自体産業政策上好ましくないものと考えられている。前述の両調査会は一応償却資産を固定資産税から外し、償却資産税を独立せしめているのであるが、これは府県と市町村の間における財源の偏在は是正のみに主眼があり企業の負担には変更がないこととなつている。今日、重要産業であつて財政的な援助をうけているものもあるがそれらの大部分は膨大な償却資産を所有するものであり、外形標準課税は当然コストの増大を伴うから他に財源があれば少くも償却資産については土地、家屋以上の優遇措置が図られて然るべきであろう。

(2) 利子課税の問題

前述した如くシヤウブ税制は個人のすべての所得を合算して総合課税する建前をとり、預金利子もこの例外ではなかつた。シヤウブ税制以前の預金利子課税は税率には屢々変更があつたにしても制度としては昭和十五年に確立されたもので分類所得税として源泉徴収を行つた後、さらに総合課税を行うか、或いはやや高率の源泉徴収をうける方式を選択するかの二つの方式が併用されていた。

昭和二十六年の改正は資本蓄積促進の見地からシャープ税制を再び昭和十五年の制度へ復帰せしめたものであり、二〇%の源泉課税と総合課税、五〇%の源泉課税の両建制となつた。

然るに二十八年年度予算編成に関連して今回一挙に預金利子課税を一〇%の源泉徴収のみとし総合課税からも分離したことはシャープ税制は勿論、昭和十五年以降の税制にもみられなかつた劃期的なものであつた。

預金利子課税にかんする大綱は以上の如くであるが、これには若干の例外規定がある。

すなわち、昭和十五年の改正によつて、郵便貯金及び元本三千円以下の貯蓄預金については免税措置が採られたが、昭和十六年国民貯蓄組合法が制定され、これによる預金の免税限度は逐次拡大されて二十六年の改正では元本一〇万円以下となつた。これらの他日歩三厘以下の当座預金、納税準備預金ならびに割増金附定期預金も免税扱いとなつていたが、二十八年の改正で割増金の最低額部分を利子とみて課税することとなつた。

これらの免税扱い及び前述の分離課税が資本蓄積を目的としていることはいうまでもないが、預金者の立場からみれば、単に税額が軽減されるのみでなく、申告の手数が無く、且つ総合課税の場合に極めて困難とされる税別利廻計算が簡易化される点に長所がある。又金融機関としても支払調書の提出が不要となり、このため納税者にとつては税務当局により調査を受ける懸念が緩和され心理的にもかなり好影響が期待される。もつともこれ等の措置の中、割増定期に対する新規課税を行うこととなつた点は、割増金の一部を利子と観念することにより形式論理として妥当の如くであるが、預金者心理に対して悪影響は否めないであろう。

次に同じ資本蓄積であつても預貯金、社債、株式等について、税制上の取扱が相異すれば、資本蓄積の形態に少なからぬ影響を持つ。公社債の利子については特殊の減免措置を除いて概ね預金利子に準ずる制度が適用されているが、株式の配当はその性質上著しい相違点がある。

すなわち、株式の配当は、その建前上、既に所得税を法人税の形で負担した所得であるとみなされる。従つて配当所得の二五%が所得税から控除され、且つ法

人が取得する場合は非課税となつてゐる。もつとも二十七年以降配当所得には二〇%の源泉所得税が課せられてゐるが、法人税額から全額控除することにより實質上依然非課税となつてゐる。

株式と預貯金及び公社債とのかかる取扱の相異は租税理論上は根拠のあることであるが、投資家の立場からみて株式と社債との実質的差異が漸次薄くなつてゐる現状においては、配当所得のみを別扱とすることについては疑義がないでもなく、むしろ自己資本を中心とする資本蓄積促進の見地から判断されるべきであらう。

つぎに現在低物価政策の一環として金利引下げが強く要請されている。金融機関の内部留保を充実せしめ以て低金利に対する弾力性を培養することは勿論必要であるが、最近の動向の中とくに注目すべき意見としては、金利と税制とを直接関連せしめんとする方向がある。すなわち、預金利子課税を軽減する場合、預金者の利子手取額を据え置いて減税分を預金コスト引下げに充て、以て貸付金利引下げを招来せんとする考え方がこれである。

日本経済の現状からみて金利引下げが望ましいことはいうまでもないとしても、金利は単に税制によつて直接左右さるべき問題ではなく、経済全体との有機的な関連において成立する体系を為すものであつて、税制の面から引下げの気運を醸成するのであれば税の軽減によつて預金の増加を図り、その帰着点としての貸付金利引下げを期待することが望ましい。序ながら今回の改正によつて預金利子課税は一応軽減されたが、割増金付定期預金に新しく課税されたため平年度において果して減税となるかどうかは疑わしく、なるとしてもその金額は僅少(大蔵省の試算では平年度一四億円)であると思われる。

(3) 税制と金融機関の経理

昭和二十七年下期の数字によれば全国銀行の預金、債券コストは七・三四六%で、このうち三・五二一%が支払利子であり、残りの経費三・八二五%のうち一般経費率三・四五八%、税金率〇・三六七%となつてゐる。金額でみれば一般経費三五六億円、税金三七億円である。従つて銀行に対する課税は資金コストの点からみても又、償却前利益二九〇億円に比しても決して苛酷であるとはいえないのであるが、戦前預金コストが五%前後で税金は概して〇・二%以下であつたこ

とを想起すればなお高率であるともみられ、銀行の経理自体が特殊な条件を具えていること及びその公共性の点に問題の余地を残している。すなわち、銀行の貸付は戦後様々な要因によつて内容の低下を来しており、又、今後の景況如何によつては大幅の貸倒等を生ずることが無いとはいえない。従つてこれらの事態に備へ、不良債権等の十分な償却と準備金の充実が要望される。現在の処、税法上貸倒準備金の制度があり、期末における貸金（売掛金、貸付金、前貸金その他これに準ずるもの）の合計額に千分の一〇を乗じた額と所得金額の百分の三五のいずれか低い方を累積積立て、総額において貸金簿価の百分の三又は自己資本の額を限度として免税となつてゐる。これによつて二十七年下期に繰入れられた金額は全国銀行で七二億円となつており、これと同期に行われた滞貸金償却二二億円との合計額九三億円が二十七年下期の貸倒に備える引当額となる。二十七年九月以降半年間に貸付金は約三、二二六億円（前期二、九八二億円）増加しているから右の金額はこの約二・八八〇に相当するわけである。貸倒準備金は二十五年から設けられたもので、比較的新しく二十八年三月末残高は三一四億円に過ぎず、一方貸付金総額は二兆一、二八三億円に達していることからみてなお相当の努力が要望される。従つて金融機関に対する現在の課税は金額としては必ずしも過重でないにしても、金融機関の準備金を充実する見地よりすれば免税準備金の幅を何等かの形で拡大することは、望ましいことであろう。

右に関連して、最近預金支払準備制度が各方面で検討せられてゐる。主要内容としては積立金の累計額が期末預金残高の百分の五に達するまで毎期預金残高の千分の二を強制的に無税で積立てるが所得の百分の二〇までは無税積立を認めることとなつてゐる。この制度はもとも本来の支払準備制とは著しく内容を異にしており、本来の支払準備制度であれば、このように収益が充当されるものではないが、銀行経理の健全性と資産構成の是正の点からみて好ましい制度といえる。ただ、貸倒準備金と合算して所得の百分の五が免税扱となることは他の産業に比しかなりの優遇であるといえよう。

(4) 租税の納期等と金融

つぎに、租税はその徴収の時期によつて金融に対し相当の影響を持つ。例えば

金融の見地からみた税制改革上の諸問題

二十七年年度についてみれば第一・四半期の国税収入は一、五一一億円、第二・四半期一、六二五億円、第三・四半期一、七六〇億円、第四・四半期一、七八五億円とさしたる波はないのであるが、源泉徴収所得税、物品税等の如く企業のお金繰りに変化を与えず徴税額が毎月平均化されているものは別として法人税は決算期に左右され酒税は季節により変動がある等直接企業のお金繰りに影響する。二十七年年度の例でみれば法人税の納税額が最低であつた四月には二三億円であるが、最高の五月には二三三億円、十二月には二一八億円に達し、酒税では八月の六九億円を最低に九月の一七八億円が最高となつてゐる。このような納税資金はある程度は転嫁によつて流通市場から吸収されるにしても、預金引出不いしは借入増加を齎すことが多い。結局、これらは大局的にみて国庫資金の対民間収支に大なる影響を持つとともに反面金融の緩急を惹起することとなる。納税による金融の繁閑の幅を縮小せしめる手段としては納税準備預金、納税証券等も考えられるが、かなり高率の利廻を以て優遇しなければ実際の効果は期待できないであろう。事実全国銀行の納税準備預金は本年七月末僅かに八七億円に過ぎない現状である。従つて、納税の平準化のため法人税等については分納制度等が考慮されてよいであろう。ただ、そのばあい、各種の税収を全体にわたつて調整する必要を生ずるから過渡期にはかなり技術的に困難を伴うこととなる。

なお、二十七年以降の法人税率引上等に関連して法人税の徴収猶予制度が採用され税額の二分の一以内の範囲で三カ月を限度とする延納が可能となつたが、これは主として税制面から考慮されたものではあるが結果的にみて法人税の徴収を平準化することとなり、金融面に好影響を与えたものといえよう。又納税の裏をなすものであるが、過誤納税金の還付が一般会計の歳出として行われる関係から著しく遅延しているため、その改善措置が要望されている。これは金融への波及に外ならぬのであるから、その改善は金融的にも望ましい。

また、金融と直接関係はないが、源泉徴収分の年末調整の大小が年末の購買力と労働攻勢に与える影響はかなり大きい。給与所得の月額表等が高目に作成されておれば前者を刺戟し、低目であれば後者を刺戟する。

租 税 収 納 状 況

予 算 額	印 税 及 び 印 紙 収 入	租 税 計	所 得		税		法 人 税	酒 税	そ の 他	印 紙 収 入
			小 計	源 泉 徴 収 分	申 告 納 税 分					
二 七 年	四 月	六八五、三二六	六七一、二八九	二六〇、〇九四	一七六、一四五	八三、九四九	一八七、九九一	一三七、九二九	八五、二七四	一四、〇三七
五 月	五 月	二二、五一二	五七、六七五	一〇、八六五	一〇、七〇〇	一六五	二、三六〇	八、三四五	一、九四二	
六 月	六 月	五五、六七五	五四、六七三	一六、二四七	一一、四三八	四、八〇九	二二、三四四	一一、一三五	六、九四九	
第 一 ・ 四 半 期 計	計	一三五、八六〇	一三五、八六〇	四六、〇三三	三五、三四一	一〇、六九二	四二、八〇五	三〇、〇九六	一六、九二六	
二 七 年	七 月	五四、二五四	五四、二五四	二五、三八五	一八、九四二	六、四四三	一一、四四七	九、四四〇	六、九八二	
八 月	八 月	五五、六九五	五五、六九五	二四、九一四	一八、一四四	六、七七一	一六、四七九	六、九〇七	七、三九五	
九 月	九 月	五七、八二三	五七、八二三	一七、八六六	一四、二七三	三、六〇三	一四、四二三	一七、八八一	七、六五三	
第 二 ・ 四 半 期 計	計	一六七、七七二	一六七、七七二	六八、一六五	五一、三五九	一六、八一六	四三、三四九	三四、二二八	二二、〇三〇	
二 七 年	一 〇 月	四九、五三六	四八、三六三	一七、六六四	一五、〇四七	二、六一七	九、四七四	一三、〇一六	八、一一九	一、一七三
一 一 月	一 一 月	五五、七二二	五四、四五八	二〇、六四九	一三、二七一	七、三七八	一七、四一一	七、〇三五	九、三六三	一、二六四
一 二 月	一 二 月	七八、八〇四	七七、六三七	二七、〇七八	一六、四〇六	一〇、六七二	二一、八四八	一六、七九三	一一、四一八	一、一六七
第 三 ・ 四 半 期 計	計	一八四、〇六二	一八〇、四五八	六五、三九一	四四、七二四	二〇、六六七	四八、七三三	三六、八四四	二九、四〇〇	三、六〇四
二 八 年	一 月	六六、二〇九	六五、三三二	三〇、七二三	二九、〇一一	一、七二二	一一、三七〇	一五、五一五	七、七一一	八八七
二 月	二 月	五五、八二九	五四、六八六	一四、八三八	一一、三六九	二、四六九	一八、九九二	一一、一〇九	八、七四一	一、一四三
三 月	三 月	六八、九九四	六七、六二八	三三、〇七三	一一、四五四	一九、六一九	一四、二四三	九、四六三	一一、八四九	一、三六六
第 四 ・ 四 半 期 計	計	一九一、〇三二	一八七、六三六	七七、六三四	五三、八三四	二三、八〇〇	四四、六〇五	三七、〇八七	三一、九一〇	三、三九六

(備考) 合計額は端数処理等により若干喰違いがある。

四、む す び

わが国の現行税制は目的税の性格を帯びていないから一応歳出面とは無関係であるが、国の政策を推進する手段としては表裏一体を為すものである。例えばある産業の育成上税を軽減することと利子補給を行うこと、又、低所得層の減税と社会保障の充実等は極めて近似した関係にあるといえよう。これらの政策的な要請の前には公平の原則がある程度後退することも止むをえない処であろう。

ところで日本の金融機関は現在なお、自己資本充実の程度、日銀依存度等の点において幾多の改善を要するものと認められるが、広く金融全体としても資本の蓄積を図り通貨の安定を期する上で多くの問題を残しており、いわゆる金融正常化の構想も論ぜられるに至っている。従つて、金融を繞る税制の考へ方としては独り金融機関自体の経理の問題のみでなく、広く預金の保護増強、貸付先の経営の健全化、資本蓄積の促進等の面において金融政策の推進上、特別の考慮が払わ

れて然るべきであらう。これによつて或る程度公平の原則が修正されるとしても、現状における政策の重点からみてむしろ当然ともいえる。

特に、今日シヤウプ税制に大幅の改正が行われつつあることは既に述べた如くであるが、最近の動向はシヤウプ税制の修正よりも寧ろこれを放棄せんとするかの如き観がある。もとよりシヤウプ税制も税の一体系に過ぎず、その限りにおいて他の体系に改めることは必ずしも排撃すべきではないが、さりとてシヤウプ税制を崩壊せしめて各種の勢力の妥協による体系なき税制を成立せしめることも問題であらう。

ただ、すでに述べた如く税制がある程度国の政策によつて修正されることは歴史的にみても又各国の例に徴しても容認される処であるが、現在のわが国において

(附表一) 歳入中に占める租税及び印紙収入の割合

昭和九～十一年	一般会計歳入総額 (A)	租税及び印紙収入 (B)	B/A	租税及び印紙収入と煙草専売益金との計 (C)	C/A
十四%	二、二九三	一、〇二三	四四・六%	一、二二六	五三・四%
十六%	四、九七〇	二、六〇八	五二・五	二、九二八	五八・九
十九%	八、六〇二	四、五一六	五二・五	四、九三一	五七・三
二二%	二一、〇四〇	一一、六六五	五五・四	一一、七一五	六〇・四
二二%	二一、四六七	一四七、四六二	六八・八	一八九、一六五	八八・二
二二%	五〇八、〇三八	三四五、八三一	六八・一	四四五、九五六	八七・八
二四%	七五八、六一二	五一八、一七四	六八・三	六三六、〇六八	八三・八
二五%	七一九、七九三	四五六、三九三	六三・七	五七〇、二一四	七九・六
二六%	八九五、四八三	六〇四、〇三二	六七・五	七二二、八七〇	八〇・七
二七%	九三二、五三六	六八五、三二六	七三・五	八一五、八二六	八七・五
二八%	九六五、四七八	七三三、二九一	七三・九	八五六、六八九	八八・七

(備考) 昭和廿六年度までは決算額、廿七年度以降は予算額である。(昭和廿八年度は当初予算による。)

(附表二) 租税収入一覽表 (単位 百万円)

直 接 税	金 額	比 率	富 裕 税	相 続 税	法 人 税	所 得 税
四五二、二二〇	五二・八%		二六五、六八五	一六八、八〇七	三、二一六	八五一
			三一・〇%	一九・七%	〇・四%	〇・一%

金融の見地からみた税制改革上の諸問題

ても単なる利害得失の妥協としてではなく社会政策、産業政策の一環として、又金融政策推進の一助として各種政策の体系的関連の上に立つた適切な措置が講ぜられることは当然のことであらう。例えば時に社会政策と金融政策とは必ずしも一致点を見出し難いばあいが生ずるであろうが、過剰消費、過少蓄積がわが国経済の基本的な問題である現状の下においては暫く資本の蓄積に重点をおくことも止むを得ないのではなからうか。

たゞ、とくに現在のわが国の税収はある程度外貨の喪失によつて支えられる経済から徴収されている以上、減税自体が既に問題であるのみならず、これを行うに当つてはその方法の中にも自立経済促進の為に充分役立つように思い切つた措置が織込まれるべきであらう。(苦 名)

(単位 百万円)

再 評 価 税	間 接 税	酒 糖 消 費 税	揮 発 油 税	物 品 税	関 税	煙 草 專 売 益 金	そ の 他	有 価 証 券 取 引 税	通 行 税	取 引 所 税	屯 紙 取 入 税	印 紙 取 入 税	合 計
一三、六五一	三八三、二三九	一四六、二二一	三〇、二五三	一八、六八四	二二、一八三	二二、五〇〇	一四三、三九八	二一、二四〇	一、二八八	二、四〇一	二〇〇	一七、一三三	八五六、六八九
一・六	四四・七	一七・一	三・五	二・二	二・六	二・六	一六・七	二・五	〇・二	〇・三	〇・〇	二・〇	一〇〇・〇

(備考) 掲げた計数は昭和廿八年度予算額(但し当初予算)である。

現段階における 投資信託と資本蓄積

昭和29・1・1

目 次

- 一、はしがき
- 二、投資信託の実績と資本の蓄積
 - 1 投資信託の実績——募集、運用、収益
 - 2 投資信託の設定規模と資本蓄積
- 三、現状における投資信託の諸問題と今次改正措置
 - 1 収益の低下傾向と分配の不健全

- 2 運用の不安定
- 3 募集上の無理
- 4 其の他の主要問題
- 5 今次改正措置
- 四、むすび……今後における投資信託の在り方

一、はしがき

昭和二十六年に開始された戦後の証券投資信託は短期間の中に顕著な発達を遂げ、二十八年末迄の設定累計は一、〇六九億円(残存元本七六四億円)と、当初の予想(年間設定額三〇億円程度)に殆んど十倍する成績を収めた。その結果資本蓄積に対して直接又は間接に大きく貢献したことは否み難い所である。

然し乍らくも投資信託が盛行をみた基本事情は偶々朝鮮動乱による企業収益好転と之に基く株価修正期に際会したということであつて、之に乗じて実力以上の利殖価値が宣伝され且つ一般投資家がこれを過信してきたことは否定し難い所であらう。

最近株価低迷期に入り今後とも財政の緊縮と金融の引締めにより引続き市況の軟調が予想されるに到り、漸く投資信託も反省期に入つた感がある。旧臘政府が今後の投資信託運用に対して謂わば自肅措置をとつたのもかかる事情に出たものであるが、本稿においては今回の措置を必要とした背景と残された問題を概観し、併せて経済諸事情に著変が予想される今後において投資信託が果すべき役割とそれに適わしい在り方を検討してみることとする。

二、投資信託の実績と資本の蓄積

投資信託の問題点を検討するに先立ち、最近に至る迄の投資信託の実績を回顧し、投資信託が資本蓄積上に果たした役割を概観してみよう。

1 投資信託の実績

(イ) 募集成績

投資信託開始に当つて一般には年間設定額は約三〇億円程度と予想されていたにも拘らず、最初の一カ月の設定のみで三三億円、最初の一カ年間には二三